

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
3月13日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....三
- 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課).....四
- 家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課).....五
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....六
- 道路の区域の変更(道路整備課).....七
- 道路の供用の開始(道路整備課).....八
- 公告
- 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定(政策企画課).....九
- 肥料の登録(農業振興課).....一〇
- 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課).....一一
- 肥料の登録の失効(農業振興課).....一二
- 県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業換地計画書の縦覧(農村整備課).....一三
- 公安委規程
- 山口県公安委員会における情報セキュリティに関する規程.....一四

### 山口県告示第百六号



生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年三月十三日

名	療	所	在	地	山口県知事	村岡 嗣政
吉永外科医院	療	宇部市錦町四番一	所	宇部市錦町四番一	令和七、	一、二、二六
医療法人社団平成会砂川小児科医院	療	山陽小野田市住吉本町一丁目三番二四号	所	山陽小野田市住吉本町一丁目三番二四号	〃	〃 三一
進太郎歯科クリニック	療	宇部市大字東須恵一	所	宇部市大字東須恵一	〃	〃
安東第二歯科医院	療	岩国市麻里布町七丁目二番三	所	岩国市麻里布町七丁目二番三	〃	〃 二五
おづ薬局	療	尾津町一丁目二番二七	所	尾津町一丁目二番二七	〃	〃 三一

### 山口県告示第百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年三月十三日

名	療	所	在	地	山口県知事	村岡 嗣政
進太郎歯科クリニック	療	宇部市大字東須恵一	所	宇部市大字東須恵一	令和八、	一、一
医療法人社団安東ファミーリー歯科	療	岩国市麻里布町六丁目四番九	所	岩国市麻里布町六丁目四番九	令和七、	一、二、二五
おづ薬局	療	尾津町一丁目二番二七	所	尾津町一丁目二番二七	令和八、	一、一

### 山口県告示第百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年三月十三日

氏名又は名称	居宅介護事業者たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日	山口県知事	村岡 嗣政
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日	山口県知事	村岡 嗣政

代々木商事株式会社 周南市代々木 一丁目一〇 号 居宅療養管理指導 令和七、二、一

山口県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は 名称	住所又は たる事務所 の所在地	介護予 防事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
代々木商事株式会社	周南市代々木一丁目一〇	あおい薬局	介護予防居室療養管理指導	令和七、二、一
		下松市中市二丁目五番一〇		

山口県告示第百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 牛のヨーネ病検査
  - (一) 目的
    - 牛のヨーネ病の発生を予防するため
  - (二) 区域
    - 山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
    - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
    - 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 予備的抗体検出法又は予備的遺伝子検出法（スクリーニング法）

2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

二 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域（萩市見島を除く。）

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 家畜防疫員が検査の必要があると認める、死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体

2 家畜防疫員が検査の必要があると認める、死亡前に進行性の歩行困難、起立不能、行動変化又は非特異的な症状を呈していた又は呈していた可能性が高く、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できない牛の死体

3 家畜防疫員が検査の必要があると認める、生体検査で行動異常、運動失調等の神経症状等の理由でと殺・解体禁止となった牛の死体又はとく汰された牛

4 家畜防疫員が検査の必要があると認める牛の死体又はとく汰された牛（1、2及び3に掲げるものを除く。）

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）

2 1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

三 豚熱検査

(一) 目的

豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫の付与の状況を確認するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚及びいのしし

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法) (家畜防疫員が必要があると認める豚及びいのしし)にあっては、酵素免疫測定法(エライザ法)及び中和試験)

四 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

五 鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の高病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 目的

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査

六 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第百一十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 豚熱予防注射

(一) 目的

豚熱の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししの全部

(四) 期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下注射又は筋肉内注射

山口県告示第百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

周南市

二 事業の種類

周南市道の駅ソレーネ周南多目的広場等整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

周南市大字戸田字東種森、字西種森及び字中塚地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

周南市道の駅ソレーネ周南多目的広場等整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三号第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である周南市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、道の駅ソレーネ周南を様々な来訪者が多様に活動・活用ができる施設として整備することにより、利用者の利便性の向上、地域の賑わいの創出及び近隣住民等の安全・安心が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利

用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、道の駅ソレーネ周南を様々な来訪者が多様に活動・活用ができる施設として整備することにより、利用者の利便性の向上、地域の賑わいの創出及び近隣住民等の安全・安心を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

周南市産業振興部農業振興課

山口県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 高井大道停車場線

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
防府市大字台道字西山下開作二九三九の一地先から 同市同大字字門種尻二九五六の二地先まで	新	最狭 二四・二 最広 二八・六	三六一・五 三六八・五	

山口県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和八年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 高井大道 停車場線	防府市大字台道字西山下開作二九三九の一地先から 同市同大字字門樋尻二九五六の二地先まで	令和八年三月十四日



(六五) 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定

山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第九條第一項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 公益財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三各号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
  - (二) 条例第四條第二項の規定により、同條第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
  - (三) 条例第五條の許可をすること。
  - (四) 条例第七條の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(六六) 肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七條第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第六二二号	令和七、 五、二二	炭酸カルシウム	一五苦土石灰	アルカリ分 五三・〇〇 可溶性苦土 一五・〇〇	公定規格のお り	氏名 共栄ジャパン有限 会社 住 所 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第六一四号	〃	〃	一五苦土石灰	〃	〃	〃
山口県生 第六一五号	〃	〃	一五粒状苦土石 灰	〃	〃	〃
山口県生 第六一六号	六、 五	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料N K K 一 二	窒素全量 一五・〇〇 りん酸全量	〃	日本果実工業株式 会社 住 所 山口市仁保下郷一七 七一

(六七) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第六〇七号	令和七、 三、二四	蒸製毛粉	フェザーミール 一三	窒素全量 一三・〇〇	公定規格のお り	氏名 山口県特殊化成企 業組合 住 所 岩国市周東町上久原 一〇〇五八
山口県生 第五九四号	六、 一六	炭酸カルシウム 肥料	一五炭酸苦土石 灰	アルカリ分 五五・〇〇 可溶性苦土 一五・〇〇	該 当 な し	東方工業株式会 社 住 所 佐賀県佐賀市高木瀬 東二丁目一三番一〇 号
山口県生 第五九五号	〃	〃	一五粒状炭酸苦 土石灰	〃	〃	〃
山口県生 第五九六号	〃	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	〃	〃

(六八) 肥料の登録の失効

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定

により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第六〇一号	令和六、 四、一二	消石灰	七〇・〇粒状消 石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	氏名 住所 宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第六〇八号	〃 一一、三〇	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 五・〇〇 りん酸全量 四・〇〇	〃	宇部マテリアルズ 株式会社 宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第五五三号	令和八、 一、一一	混合有機質肥料	B特号S	窒素全量 五・〇〇 りん酸全量 一・五〇	〃	熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一

(六九) 県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたの  
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧  
に供します。

令和八年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和八年三月十六日から同年四月六日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会における情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

令和八年三月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会における情報セキュリティに関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が保有する情  
報の機密性、完全性及び可用性を確保するため、公安委員会が実施する情報セキュリ  
ティ対策について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

- 一 機密性 情報を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用することができる  
ことをいう。
  - 二 完全性 情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
  - 三 可用性 情報を利用する権限を有する者が必要ときに当該情報を利用すること  
ができることをいう。
  - 四 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをい  
う。
  - 五 警察情報システム 山口県警察が設置する情報システムをいう。
  - 六 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。  
イ 警察情報システムに記録された情報(書面に記載された情報であつてその内容  
が警察情報システムに入力されたものを含む。)
  - ロ 警察情報システムから出力された情報
  - ハ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて公  
安委員会が取り扱うもの
  - ニ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報
- (管理対象情報の分類)
- 第三条 管理対象情報は、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分  
類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(委員の責務)

第四条 委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第五条 公安委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規程に定めるもののほか、山口県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十三日印刷  
令和八年三月十三日発行

発行人所

山口県知事庁